平成２８年（フ）第６５０号
静岡県榛原郡吉田町片岡1024番地の３　クラージュ301、旧住所静岡県榛原郡吉田町住吉451番地の10
債務者　久保田友季
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２８号
大分県速見郡日出町大字豊岡790番地３　シーサイドテラス香　A102
債務者　石谷　節生
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月７日午後１時30分
大分地方裁判所杵築支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中更正

平成２８年（フ）第１６３３号
札幌市豊平区豊平３条３丁目１－31　リージェント33－101号
破産者　石川　知代
1　主文　当裁判所が平成28年11月14日午前11時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「札幌市中央区南５条西９丁目1014番地　サウス1014－401号」とあるのを「札幌市豊平区豊平３条３丁目１－31　リージェント33－101号」と更正する。
2　決定年月日　平成28年12月７日
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第９３８号
東京都新宿区新宿１丁目30番４号
破産者　株式会社エイ・エス・シー
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６６号
千葉県君津市外箕輪３丁目14番５号
破産者　森　賀壽子
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第７５７号
札幌市中央区南２条西10丁目５番３号
破産者　株式会社スペース
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３９８号
埼玉県所沢市大字荒幡344番地の１
破産者　有限会社横山工業所
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１０９４８号
埼玉県草加市西町490－３
破産者　岡田　誠二
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６７１号
東京都調布市上石原１丁目25番地47　ドミール西調布１階
破産者　医療法人社団秀真会
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７６１号
横浜市青葉区青葉台１丁目10－１　青葉台団地３－717、商業登記簿上の本店所在地川崎市宮前区鷺沼２丁目８番地11
破産者　北欧貿易株式会社
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７６２号
横浜市青葉区青葉台１丁目10－１　青葉台団地３－717、商業登記簿上の本店所在地川崎市宮前区鷺沼２丁目８番地11
破産者　株式会社リンピア
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０４号
静岡県浜松市中区泉２丁目38番８－501号　ラ・フォーレ泉
破産者　株式会社ＰＮＣ浜松
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２９１号
静岡県浜松市中区住吉４丁目17番13号
破産者　株式会社ワスケ
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１２８９号
名古屋市中川区八田町1805番地の２
破産者　有限会社サンショー
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５号
三重県伊勢市中村町225番地13　グリーンテラス303号
破産者　小田まゆみ
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第１７８８号
横浜市中区真砂町３丁目33番地横浜センタービル内
破産者　せんたあ画廊株式会社
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３５７号
神奈川県大和市西鶴間１丁目８番９号
破産者　株式会社ケーブルテック・ジャパン
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２２号
三重県松阪市久保町1881番地52
破産者　株式会社アシアティック
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２８年（フ）第２３号
三重県松阪市久保町1855番地1061
破産者　株式会社ＢＢＳ
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２８年（フ）第５４９号
京都市下京区大宮通綾小路下る綾大宮町54番地２
破産者　有限会社大堂ハウジング
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係